

銀座街づくり会議

<http://www.ginza-machidukuri.jp>

〒104-0061 中央区銀座4-6-1 銀座三和ビル3F

Tel: 03.3567.1535 / Fax: 03.3563.0236 / E-mail: info@ginza-machidukuri.jp

*メール配信をご希望の方はお知らせください*このNewsLetterは、全銀座会会員、銀座街づくり会議関係者の方々にお送りしています*本誌の内容を、許可なく無断で複写・複製および転用・転載することを禁じます*

エリアマネジメント広告への取り組みについて

エリアマネジメント広告と銀座の現状

地域が主体的にまちづくり活動に取り組むことを目的として、国や地方自治体では「エリアマネジメント広告」の活用が推進されています。

エリアマネジメント広告とは、良好な景観形成や地域の活性化を目的とした、国・都・区が管理する道路使用に対する規制緩和のひとつで、道路空間における広告掲出等を可能にするものです。この規制緩和により、街路灯フラッグ、ベンチ、パラソル、広告板、など、道路上にあるものを利用した広告掲出が可能となります。すなわち地域活動費用の一部を広告料で確保できるようになりました。その背景として、地域の独自収入を認めることで地域の自立を促し、補助金を減らしたい意向があります。

銀座では、来街者に気持ちの良い豊かな空間を提供すべく、環境安全、パトロール、イベントの実施、景観整備等の活動が、町会・通り会・業界団体によって行われています。そうした活動を今後も継続していくため、そしてかねてより課題であった財源確保のため、全銀座会では、2015年4月より、エリアマネジメント広告の活用の検討を始め、翌年3月7日、「新法人を設立しエリアマネジメント団体としての認定を受け、エリアマネジメント広告に全銀座として取り組んでいくこと」について賛成多数で合意しました。

エリアマネジメント広告を実施するには、行政各所との複雑な調整がたくさんあります。道路管理者の国道や都道だけではなく都や区、さらに警察が足並みを揃えられるよう、銀座エリアのエリアマネジメント広告について協議する場（関係者による連絡協議会）を設置し、広告物の取扱方針について関係者間の合意を得るなど、時間をかけて各所と丁寧に協議を重ねていく必要があります。区道については、フラッグのサイズや設置の高さなどのルールが定まっていないため、まだ掲出ができない状況です。今年度中の策定を目途とし、現在中央区で検討されています。

そうした各所との調整と並行して、銀座では、エリアマネジメント広告の実験と位置付け、東急不動産（銀座通り・晴海通り 3/28～5/8、西銀座通り 3/28～4/16）、資生堂（銀座通り・晴海通り・西銀座通り

10/1～11/3）のフラッグ広告掲出を、「商店街フラッグ事業」という手法を使って実施しました。商店街フラッグ事業とは、商店街に加盟する広告主が当該商店街においてフラッグ掲出ができる仕組みです。エリアマネジメント広告として仕組みを構築し、運用できるまで、商店街フラッグ事業にて実績を積み重ねたい考えです。

収益の使途について

商店街フラッグ事業は、道路占用料の減免措置を受けて広告掲出が認められるため、事業で得た収益の使途は、当該通りを中心とした街路空間の活性化に限定されます。具体的には、①街路空間美化・保全・清掃 ②防犯対策活動 ③催事・地域活性化イベント ④イベントに関わる会場案内 ⑤利便工作物等の整備または維持管理 ⑥その他 等です。全銀座会で実施した2回の商店街フラッグ事業の収益も、当該通り会に分配された分も、全銀座会で活用する分においても、上述の①～⑤に沿って使います。

国道からは、国道からあがった収益は基本的には国道＝銀座通りのために使うよう要請を受けています。そのため、並木の整備にあたり、一部の剪定費用やベンチ代の金額負担が求められます。銀座通りを目的とした景観整備のために、収益の一部を翌年度に回すことも可能としています。

ただし、銀座エリアのすべての通りの活性化は、国道や都道のにぎわいづくりにも繋がることから、掲出通りではない区道でも収益の一部を使うことができます。各通り会・町会において収益活用の要望がございましたら、ぜひご相談ください。

要望が少ない場合は、当該通り会と全銀座会の分配比率を見直していく必要があると考えています。

ご要望をお寄せください

各通り会、町会にて、収益活用の要望がございましたら、12月15日までに申請してください。

ただし、前述のとおり、国道・都道との約束により、主に、街路の整備・美化、活性化、安全、を中心に使途目的が定められております。詳しくはご相談ください。